

職場意識改善計画

平成 23年 6月 20日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間等改善委員会を設置し、本計画の促進を目指す。
	(2年度目) 年 2 回以上の労働時間等改善会議を行い、職員の意見を積極的に聞き入れる。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 担当者を選任し、職員からの意見を受け付ける体制を整備する。
	(2年度目) 受付状況を踏まえ、専用様式の整備等、利便性を向上させる。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 職場内の職員に周知するために、本計画書をいつでも閲覧可能なよう掲示する。
	(2年度目) 苦情、要望、意見等について、他での取り組み事例などを紹介し、周知する。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 年 1 回以上、全体会議を通して、改善の意義と目的の理解を図る。
	(2年度目) 1 年目の状況を鑑み、必要性があると判断したときは、外部研修等に参加する。